第3節

養育費の確保策

養育費確保の現状

平成15 (2003) 年段階において、離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、34.0% となっている。これ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う 意思や能力がないと思った」が最も多く(48.0%)、次いで「相手と関わりたくない」が20.6%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.8%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が17.7%、受けたことがある者が15.4%、受けたことがない者が66.8%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額44,660円となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成15(2003)年))。

このように、養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立 し、その児童が健やかに成長するためには、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保すること が重要である。

平成14 (2002) 年の母子及び寡婦福祉法の改正では、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されており、法にのっとった取組を進める必要がある。

平成15 (2003) 年には、民事執行法が見直され、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権について相手方が期限の到来した分の養育費を支払わない場合において、その給料や賃料等を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続をとることを可能としたほか、平成17 (2005)年からは、養育費等の金銭債権についての強制執行について、直接強制の方法 (相手方の財産を換価して支払を受ける方法)のほか、間接強制の方法 (相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、履行を心理的に強制する方法)によって行うことができることとされ、従前以上に養育費の履行確保に向けた環境整備が図られている。

2

養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であり、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受けて、平成15 (2003) 年3月に、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16 (2004) 年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう地方公共団体等に配布した。

さらに、離婚届の提出時等における養育費の取決めの促進策として、平成17(2005)年8月には、

離婚するときなどを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決書の作成を 促すことを目的に「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村に配布した。

3

母子福祉資金貸付金の貸付け

母子福祉資金貸付金の1つである生活資金では、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借りることができ、母子家庭の児童の養育費の確保の促進を図っている。

4

地方公共団体における相談

母子家庭の母が児童の養育費をその父親等から確保できるよう、地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭からの養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の法律相談を行っている。

ロラム7 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの養育費確保の取組

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむでは、母子家庭の当事者を中心にシングルマザーが子どもと共に生きやすい社会、暮らしを求めて、提言・情報交換・相互援助、交流等の活動を行っており、月1回の定例会、年5回の会報の発行、新年会や夏合宿等のレクリエーション、学習会等の活動を行っている。

また、年1回「ひとり親家庭相談員養成講座」を開催しており、ひとり親の相談に乗る 支援者を対象に、養育費や面接交渉の実態等について把握してもらうため、弁護士等によ る講演をそのカリキュラムに組み入れている。

さらに、毎週月曜日の18時半から20時半まで無料で電話やメールによる相談を行っており、子どもが0歳の時に養育費の取決めをしないで協議離婚をした当事者から電話相談を受けた事例では、養育費をもらっていないので、まず養育費の取決めを調停にかけ、その中で子どもと父の面接交渉ができるかどうかを見極めたらどうかとのアドバイスをした結果、3回の調停で月額3万円の養育費が決まり、子どもと父の面接交渉は、母親同伴で月1回行い、子どもの様子を見ていくことに決まったというケースもある。

平成17 (2005) 年度には、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金により、養育費確保に関する調査研究事業を行い、依然低調な養育費の受給率について、その受給の困難性はどこにあるのか等を調査し、解決策を探った。この調査研究事業においては、母子家庭の母本人への養育費に関するアンケート調査や、養育費を支払う立場にある別れた父親へのインタビュー調査を行い、その結果を報告書を取りまとめ、養育費についての普及・啓発を図っている。